



No. 598 附録

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

編集発行人 田中幹夫

〒113-0034 東京都

文京区湯島2-4-4

平和と労働センター・全労連会館

電話 03(5842)6461

FAX 03(5842)6462

E-mail

chian@bz03.plala.or.jp

頒価 50円

兵庫版 No.482

治安維持法犠牲者

国家賠償要求同盟

兵庫県本部

〒650-0022 神戸市

中央区元町通6丁目6-12

山本ビル 国民救済会内

TEL(078)351-0677

FAX(078)371-7376



亀井 洋示

6月19日・20日

第41回全国大会に向けた会員拡大—全国2万人、兵庫県1300人— 「特別期間」(4月～6月)推進のため県同盟の真価を発揮しよう

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 兵庫県本部会長 築谷時雄

戦闘機の輸出の閣議決定、経済秘密保護法案など米・財界がたくらむ死の武器商人国家づくり。裏金の真相解明なしの処分「幕引き」をはかる岸田政権への怒りが重なり、来たる総選挙で、自民党に代わる希望ある政治を“の世論と運動が高まっています。

映画「わが青春つきるとも」の全体的上映計画と大々的宣伝で「再び戦争と暗黒政治を許すな」と活動する国賠同盟への注目と共感が高まる情勢でもあります。

一歩後退、二歩前進で 「特別期間」の飛躍を

3月の活動で、署名は昨年実績を上回ったものの、会員拡大では昨年8月以来2桁拡大がなく、会費集金が強化された一方で、高齢化と生活難、意識的拡大の取り組みが弱く、17名の退会者を出し、約9年ぶりに後退する結果となりました。

しかし、これまでの県同盟の前進の教訓を生かし、情勢の変化と国賠同盟への共感と関心の高まりに確信を持ち、変革の立場と意識的な入会呼びかけの大運動を、県・支部役員を中心に力持ち会員・協力会員さんに広げるならば2桁拡大と飛躍の可能性は十分あります。

ともに力を合わせ奮闘しましょう。

県本部第42期 第7回幹事会報告

**5月15日「国会請願行動」に署名を積み上げ、
会員拡大で打って出て1300人県同盟を
実現しよう**

第7回幹事会は3月17日開催されました。冒頭に約30分の学習時間を取り「山本宣治の死」をテーマにしたビデオを視聴しました。会議では、

2月の活動のまとめ、中央常任理事会決定にもとづく運動方針を論議しました。

【署名・会員拡大】

署名は郵便での返送もあいつぎ、2月末で1691筆に到達。会員は9人の入会を

迎えました。死亡などでの退会もあり、1203人を維持する状況でした。

5月の国会要請行動、6月の全国大会、7月の県本部総会め

ざす「特別期間」に相応しい行動を各支部で進めることを申し合わせました。

【第3次上映運動】

映画「わが青春つきるとも」伊藤千代子の生涯」の上映は全国で約10万人の観客をえるなど大きく広がっています。

兵庫県でも、これまで18会場で2445人が鑑賞しています。さらに多くの人に見てもらい、同盟運動を広げる意味でも今年6月下旬を「第3次上映運動期間」に設定します。

【その他】

●兵庫県版「不屈」に新連載「権力犯罪 八鹿高校事件50年」
●県本部の第43回定期総会を24年7月28日(日)神戸まちづくり会館でおこないます。

3月の活動について

【3月末の署名到達は、
2449筆】

県下各地で開催された「3・13重税反対統一行動」での署名集約(406筆)もひろがり昨年同月の到達を上回りました。5月に向けてさらに推進しましょう。

【会員拡大運動】

県同盟は2015年8月以来8年7カ月にわたって毎月増勢を続けてきましたが、今年3月には多くの退会者が集中し、現勢のマイナスを記録してしまいました。会員一人一人が、身近な対象者に声をかけ、入会を勧めて下さい。

第77回無名戦士合葬追悼会開かれる

3月20日東京・日本教育会館で、国賠同盟も参加する実行委員会による「合葬追悼会」が行われ、全国で105名、兵庫からは60名が合葬されました。この追悼会には兵庫から遺族など33人が上京し、兵庫県本部の高山立副会長も参加しました。

式典では、県同盟会員でもある八鍬知子さんが遺族代表の一人としてあいさつしました。皆さんから寄せられた「合葬募金」を実行委員会に納めました。

集会参加と署名行動にご協力を

5.3 兵庫憲法集会

12:00～13:00
署名行動
(入口)

各支部・地域
で画版・署名
用紙、のぼり
等を準備して
ください

13:00～
憲法集会
15:00～
パレード

神戸・
みなとのもり公園

権力犯罪 1974年11月24日 八鹿高校事件

連載①
田中隆夫



当時の八鹿町

八鹿高校事件とは何か？
当時20代で敗戦直後に生まれ人口の多数を占める団

八鹿高校事件は50年前の
1974年11月22日におこった

28年前の1996年2月8日。最高裁は、八鹿高校集団暴力事件民事訴訟上告審で、事件最高指導者「解同」幹部丸尾良昭及び山本佐造両名の上告を棄却する判決言い渡して八鹿高校教職員側全面勝利判決が確定、八鹿・朝来暴力事件すべての裁判が終了。これにより1990年3月神戸地裁豊岡支部の一審判決、大阪高裁控訴審に続き全面勝利となった。

28年前、八鹿高校教職員ら
原告の全面勝利となる

塊の世代と呼ばれた人々は現在70代後半になり、八鹿高校事件を同時代として体験した人は少数となった。また70年代も、それ以降も、マスコミは八鹿高校事件を意図して取り上げなかった。八鹿高校事件とはどのような事件か知らない人が多数となった10年前、事件40周年を記念して兵庫人権問題研究所が『今あらためて八鹿高校事件の真実を世

に問う』(添付写真)を出版した。その前文で、津川知久兵庫人権問題研究所代表理事が八鹿高校事件の概略を書かれている。

これを以下要約紹介すること、八鹿高校事件をま

◇ ◇

部落解放同盟(解同)による教育・行政への暴力的介入が、1969年4月の大阪・矢田事件を契機に、大阪・兵庫・広島・福岡・高知など西日本全体に広がっていった。兵庫県では、但馬地域全体の行政・教育が「解同」により牛耳られるという異常な状況のもとで、これよしとせず勇気をふるって立ち上った人々に対して、1974年9月から11月にかけて7件の監禁・障害・暴力



「八鹿高校事件」40周年兵庫人権問題研究所編 2014年10月30日発行
問いあわせ 078-531-3600 3500円

事件が連続しました。それがエスカレートし、八鹿高校事件が起こりました。社会の木鐸(ぼくたく)であるはずのマスコミが、これら「解同」の蛮行を一切報道しなかったことは、いま野蛮な手法で人権と民主主義と平和に対する攻撃が日本社会全体に仕掛けられてきているとき、八鹿高校事件も一つの教訓として記憶されるべきでしょう。

当時の八鹿高校では、すでに生徒自治会のもとに自主的組織としての部落問題研究会が存在していました。が、「解同」は自分たちの直



接指導する「解放研」を設置するよう学校にねじ込んできました。校長はこれに屈服しましたが、八鹿高校の教職員集団は公教育の自主性を守ろうと職員会議の議論の上でこれを認めませんでした。

11月22日朝「解同」は大動員をかけ校内に入り、校庭には投光器を据えつけ他の資材も搬入していました。

この異様な学内の状況を見て教職員集団は緊急に職員会議を開き、授業は中止し生徒に下校を促し、教職

員も集団下校することを決定。すると「解同」はその集団下校する教職員に公道上で殴る蹴るの暴行を加え、トラックの荷台に放りあげ学校の体育館に連れ戻しました。それから12時間あまり、殴る蹴る、バケツの水を浴びせかける、たばこの火を顔に押しつけるなどの暴行を続け「解同」の言い分を認める確認書を強要した、という日本の教育史上かつてない事件でした。

しかし、暴力に屈した悔しさと後悔で沈んでいた教職員が再び奮い立ったのは、当日に体育館でおきている事態を目撃してきた生徒たちがとった行動を知ってからでした。体育館での事態を目撃してきた生徒がクラスに報告し議論。それをもとに生徒自治会は、「警察に要請すること、町内で住民に訴えること、デモ申請してその許可が出るまで近くの八木川の河原に集まって待機すること」を決めて実

行。さらに、その河原で主犯者の丸尾「解同」支部長に「暴力反対」「先生返せ」とつめより、体を張って対峙したことなどなど。千人の生徒集団のとった行動が、教職員に、そして八鹿町の住民に勇気をもたらしました。

兵庫県行政・教育委員会と警察が「解同」と一体になって惹き起こされた事件、そしてマスコミの「解同タブー」によって事態が県民・国民の目から隠蔽されたなか、私たちの反撃は「事実と真実を全国に伝える」ことから始まりました。八鹿高校の教職員集団と兵庫県高等学校教職員組合の取り組み、八鹿高校生徒自治会と新聞部の取り組み、そして全県・全国の支援体制と運動の強まりによって、八鹿高校事件は三つの分水嶺を作りました。①部落排外主義でない真の部落解放への道へ ②「解同」いいなりを排し公正・民主の自治体行政へ ③生徒の全面発達をさ

さえる同和（人権）教育へ。

そして刑事・民事の両面での裁判闘争が、「事実と真実」を公開の場で明らかにする舞台となりました。「解同」らの裁判進行の妨害とそれに甘い裁判長の訴訟指揮であつたにもかかわらず、1990年11月、最高裁において「解同」丸尾らの被告人全員有罪が確定。八鹿国賠訴訟と片山・橘懲戒処分取り消し訴訟では1982年3月、被告兵庫県との間に勝利和解が成立。1996年2月の最高裁も被告猶予をつけたり、『糾弾権の行使』だとする主張を完全に退けながらも「解同」への同情的表現を残すなどの弱点を持っていました。しかし、民事裁判は、「解同」の行為の不法性、当日の教職員の行動の正当性、教職員の間で暴行被害の事実認定など原告・八鹿高校教職員側の全面勝利判決と言えるものでした。



八鹿高校事件を記録した映画「八鹿高校事件」(53分)は
←こちらのQRコードか、「映画 八鹿高校事件」の検索で視聴できます